

国自貨第173号  
令和5年3月27日

大阪府・大阪市  
大阪都市計画局  
拠点開発室 広域拠点開発課長 殿

国土交通省自動車局貨物課長  
(公印省略)

万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送の取扱いについて（通知）

令和4年10月11日に行われた国家戦略特区ワーキンググループ等で大阪府・大阪市より提案のあった2025年大阪・関西万博会場の建設工事における夢洲への荷物の運送（以下単に「夢洲への荷物の運送」という。）については、契約や運賃收受の形態を個別に聴取の上、当該建設工事に従事する作業員等のカバン・工具類の携行品や当該建設工事の現場等で使用される図面・書類、サンプル、カタログ等の運送が別途対価を收受せずに行われるものであることを確認したところである。

このため、夢洲への荷物の運送は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業にはあたらず、同事業の許可は不要である旨通知する。